

○広島国際大学看護学部履修規定

2003年1月30日

広学内044

改正 2021年4月12日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学看護学部の授業科目の履修方法等について定める。

(授業科目の分類、配当年次・学期および時間数)

第2条 授業科目の分類は、卒業要件との関連で必修科目および選択科目とする。

2 開設する授業科目の分類、配当年次・学期および時間数は、別表第1のとおりとする。

3 前項の授業科目は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所
所で履修させることがある。なお、該当科目については、学部長が別に定める。

(履修方法)

第3条 授業科目は、学科の定めるところにより履修しなければならない。

(他大学および他学部等における授業科目の履修ならびにその取扱い)

第4条 教育上有益と認めたときは、他大学(外国の大学を含む)との協議に基づき、学長は、
学生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。

2 短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める
学修(平成3年度文部省告示第68号に定めるもの)を教育上有益と認めるときは、本大学に
おける授業科目の履修とみなすことができる。

3 前2項の規定により修得した単位については、学部長は教授会の議に基づき、30単位を
限度として卒業の要件として認めることができる。

4 教育上有益と認めたときは、学部間の協議に基づき、学長は、学生に他学部の科目を履
修させることができる。修得した単位については前項に準じる。

5 第2条第3項により修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位数に含
めることができる。

(卒業に必要な単位数)

第5条 卒業に必要な単位数は、次表のとおりとする。

科目区分	看護学科	
	必修	選択
スタンダード科目	15	—

オプション科目		4	3
専門教育科目	専門基礎科目	20	1
	専門科目	78	4
	計	98	5
	103単位以上		
卒業必要単位数		117	8
		125単位以上	

第2章 履修申請

(履修許可)

第6条 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を履修申請により学部長に申請して許可を得なければならない。

(履修申請)

第7条 履修申請は、毎年学部長が定める期間および申請要領に従って、申請しなければならない。

- 2 正当な理由がなく、所定の期間内に履修申請しない者は、履修を許可しない。
- 3 既に合格または単位を認定した授業科目を再度履修することはできない。
- 4 同時限に重複して履修することはできない。
- 5 前項にかかわらず、新たに履修する科目と前年度不合格科目とが重複する場合、前年度不合格の必修科目(成績評価Dの科目に限る)について3科目以内は、再受験科目として重複申請することができる。ただし、実験・実習・演習科目、スタンダード科目およびオプション科目を除く。
- 6 授業科目によっては、その内容との関連において別に定める授業科目(以下「先修科目」という)の単位を前もって修得しなければならない。
- 7 先修科目については、別表第2に定める。

(履修単位の上限)

第7条の2 1年間に履修申請できる単位数は、48単位以内とする。ただし、留学生特例科目、卒業に必要な単位数に含まれない科目および再受験科目として申請している科目を除く。

- 2 所定の単位数を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- 3 第1項にかかわらず、編入学した者および学部長が特に許可した者はこの限りでない。

(履修申請科目の変更等)

第8条 履修申請後は、授業時間割の変更の場合を除いて、原則として追加、訂正および変更を認めない。

(履修許可の取消し)

第9条 履修許可後において、この規定および履修申請要領等に違反して申請していることが判明したときは、当該科目の履修許可を取り消す。

(履修辞退)

第9条の2 学生から履修辞退の申し出があった場合、教育的効果を考慮してこれを認めることがある。

2 履修辞退の手続方法、その他必要な事項は学部長が別に定める。

第3章 成績評価および試験

(成績評価等)

第10条 成績の評価は学則第26条に定めるところにより、試験のほか、学生の日常の学修状況等を勘案して行う。

2 成績はS・A・B・C・D・E・*の7種の評語をもって表し、その評価基準はつぎのとおりとする。また、それぞれのグレードポイント(以下「GP」という)はつぎのとおりとする。ただし、再試験で合格の場合はすべてCの評語とする。

「S」：100～90点(GP：4)

「A」：89～80点(GP：3)

「B」：79～70点(GP：2)

「C」：69～60点(GP：1)

「D」：59～30点(GP：0)

「E」：29～0点(GP：0)

「*」：評価不能

3 成績評価S、A、B、Cを合格とし、所定の単位を与える。

4 編入学等で単位認定を受けた授業科目は、「認」と表示する。また、再入学および転学部等で単位を認定した科目の評価は、学部長が別に定める。

5 単に合格または不合格をもって示す授業科目は、当該科目が合格の場合は「G」、不合格の場合は「F」と表示する。

6 第2項の成績評価による学業結果を有効利用するために、グレードポイントアベレージ(以下「GPA」という)を用いる。

7 前項に定めるGPAは、各履修科目の単位数にGPを乗じた積の合計を、総履修単位数で除して算出する。

8 つぎの授業科目は、GPAの計算対象としない。

イ 卒業要件に含むことができない授業科目

ロ 評価を「認」、「G」、「F」で表示する授業科目

ハ 履修辞退した授業科目(ただし、再履修した授業科目を辞退した場合は、既に評価された成績をもって計算対象とする)

ニ その他別に定める授業科目

(試験の方法等)

第11条 試験は、履修許可を得た科目についてのみ受けることができるものとする。

2 試験は、当該科目の授業期間中に担当教員が随時行うものとする。

3 試験の方法は、筆記、口頭試問および実技とする。

4 教育上必要な場合は、追試験および再試験を実施することがある。

5 追試験は、病気その他やむを得ない理由により受験できなかった者に対して行う試験をいう。

6 再試験は、日常の学修状況が良好であるにもかかわらず、成績が合格点に達しなかった者に対して行う試験をいう。ただし、実験・実習・演習科目は除く。

(追試験および再試験の申請ならびに許可)

第12条 前条第5項の追試験を受けようとする者は、当該科目の試験終了日の翌日から起算して3日以内に、その理由を証明する書類を添えて受験不能届兼追試験願書を学部長に提出して許可を得なければならない。

2 再試験が受けられる授業科目数は、学部長が別に定める。

3 追試験および再試験の申請要領ならびに実施要領は、学部長が別に定める。

第4章 1年間の授業期間および授業時間

(1年間の授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業出席の義務)

第14条 学生は、履修許可を受けたすべての授業に出席し、遅刻、欠席等のないよう努めなければならない。

(授業時間)

第15条 授業は、2時間を1時限として、つぎのとおりとする。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

第5章 進級要件

(進級要件)

第16条 各年次に進級するためには所定の単位を修得しなければならない。

イ 第2年次

スタンダード科目	「アカデミックリテラシー」、「チュートリアル」、「専門職連携基礎演習Ⅰ」、「専門職連携基礎演習Ⅱ」を含め11単位以上修得
オプション科目	必修科目2単位以上修得
専門教育科目	1年次配当科目の必修科目から「基礎看護技術演習Ⅰ」、「基礎看護技術演習Ⅱ」、「基礎看護学実習Ⅰ」を含め12単位以上修得

ロ 第3年次

スタンダード科目	—
オプション科目	必修科目4単位修得
専門教育科目	1・2年次配当科目の必修科目から、「看護学概論Ⅰ」、「看護学概論Ⅱ」、「基礎看護技術演習Ⅲ」、「看護診断学演習」、「基礎看護学実習Ⅱ」、「看護実践論」を含め54単位以上修得

ハ 第4年次

スタンダード科目	必修科目13単位修得
オプション科目	必修科目4単位および選択科目3単位を含め、計7単位以上修得
専門教育科目	①専門基礎科目の必修科目20単位および選択科目1単位以上修得 ②専門科目の必修科目(「成人看護学実習Ⅰ」、「成人看護学実習Ⅱ」、「老年看護学実習」、「小児看護学実習」、「母性看護学実習」、「精神看護学実習」、「地域・在宅看護学実習」を除く)から「成人看護学概論Ⅰ」、「成人看護学概論Ⅱ」、「成人看護学各論Ⅰ」、「成人看護学各論Ⅱ」、「成人看護学演習Ⅰ」、「成人看護学演習Ⅱ」、「老年看護学概論」、「老年看護学各論」、「老年看護学演習」、「小児看護学概論」、「小児看護学各論」、「小児看護学演習」、「母性看護学概論」、「母性看護学各論」、「母性看護学演習」

	習」、「精神看護学概論」、「精神看護学各論」、「精神看護学演習」、「地域・在宅看護学概論」、「地域・在宅看護学各論」、「地域・在宅看護学演習」、「公衆衛生看護学概論」を含め46単位以上修得 ③「成人看護学実習Ⅰ」、「成人看護学実習Ⅱ」、「老年看護学実習」、「小児看護学実習」、「母性看護学実習」、「精神看護学実習」、「地域・在宅看護学実習」のうち5科目以上修得
--	---

2 前項にかかわらず、学部長が特に認めた者はこの限りでない。

第6章 雑則

(その他)

第17条 この規定に定めるもののほか、授業科目の履修等に関して必要な事項は、学部長が定める。

(規定の改廃)

第18条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議および教授会の議を経て、学長が行う。

付 則

- この規定は、2003年4月1日から施行する。
- この改正規定は、2009年4月1日から学内規定に編入する。
- この改正規定は、2022年4月1日から施行する。
- 2021年度以前の入学者の履修については、なお、従前の例による。

別表第1 開設する授業科目の分類、配当年次・学期および時間数

1 スタANDARD科目

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目

2 時間数を()で囲んだ授業科目は前期または後期で開講する。

科目区分	授業科目	単 位 数	配当年次・学期・時間数								備考
			1年次		2年次		3年次		4年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
スタンダード科目	アカデミックリテラシー	①	30								
	チュートリアル	①	30								
	専門職連携基礎演習Ⅰ	①	(30)	(30)							
	専門職連携基礎演習Ⅱ	①	(30)	(30)							

専門職連携総合演習Ⅰ	①			(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	
専門職連携総合演習Ⅱ	①			(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	
地域創生と危機管理	①	(30)	(30)							
デジタルコミュニケーション	①	30								
データサイエンスⅠ	①		30							
英語コミュニケーションⅠ	①	30								
英語コミュニケーションⅡ	①		30							
英語リーディングⅠ	①	30								
英語リーディングⅡ	①		30							
スポーツ学	①	(15)	(15)							
スポーツ実習Ⅰ	①	(30)	(30)							

2 オプション科目

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目

2 時間数を()で囲んだ授業科目は前期または後期で開講する。

[illegible]

[illegible]

	自然	人間と自然b	1	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)			
	総合	教養ゼミ	1	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)			

【留学生特例科目】

科目区分		授業科目	単 位 数	配当年次・学期・時間数								備考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
オ プ シ ョ ン	人間と 社会	日本事情a	2	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)			
		日本事情b	2	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)			
	グロー バル	日本語Ⅰ	2	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)			
		日本語Ⅱ	2	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)			

〔注〕留学生特例科目において修得した単位は、学部および学科で履修すべき単位数のうち、つぎに掲げるもので代えることができる。

ただし、その履修に関しては学部または学科の指示に従うものとする。

- 1 オプション科目(ベーシック)の人間と社会の2単位までを「日本事情a」または「日本事情b」の単位数
- 2 オプション科目のグローバルの4単位までを「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」の単位数
- 3 専門教育科目

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目

2 時間数を()で囲んだ授業科目は前期または後期で開講する。

科目区分	授業科目	単位 数	配当年次・学期・時間数								備考
			1年次		2年次		3年次		4年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門基礎科目	医療・生命倫理	①	(15)	(15)							
	医学・医療概論	①	(15)	(15)							
	人体の構造と生理機能Ⅰ	②	(60)	(60)							
	人体の構造と生理機能Ⅱ	②	(60)	(60)							
	栄養・代謝学と臨床生化学	②	(30)	(30)							
	臨床薬理学	②			(30)	(30)					

専 門 科 目	基 礎 看 護 学 系	微生物学	②	(30)	(30)							
		臨床病態学Ⅰ	1	(30)	(30)							
		臨床病態学Ⅱ	②			(30)	(30)					
		臨床病態学Ⅲ	②			(30)	(30)					
		臨床心理学	②			(30)	(30)					
		カウンセリング理論と技 法	1			(15)	(15)					
		人間の発達と人間関係	1	(15)	(15)							
		社会保障論	1			(15)	(15)					
		看護学概論Ⅰ	②	(30)	(30)							
		看護学概論Ⅱ	①			15						
		基礎看護技術演習Ⅰ	①	(30)	(30)							
		基礎看護技術演習Ⅱ	②		60							
		基礎看護技術演習Ⅲ	②			60						
		看護診断学演習	①			30						
		看護実践論	①				15					
		基礎看護学実習Ⅰ	①	(45)	(45)							
		基礎看護学実習Ⅱ	②				90					
	成 人 看 護 学 系	成人看護学概論Ⅰ	①			(15)	(15)					
		成人看護学概論Ⅱ	①			(15)	(15)					
		成人看護学各論Ⅰ	①			(15)	(15)					
		成人看護学各論Ⅱ	①			(15)	(15)					
		成人看護学演習Ⅰ	①					30				
		成人看護学演習Ⅱ	①					30				
		成人看護学実習Ⅰ	③						135			
		成人看護学実習Ⅱ	③						135			
	老 年 看 護	老年看護学概論	②			(30)	(30)					
		老年看護学各論	①			(15)	(15)					
		老年看護学演習	①					30				
		老年看護学実習	③						135			

学系											
小兒看護学系	小兒看護学概論	②			(30)	(30)					
	小兒看護学各論	①			(15)	(15)					
	小兒看護学演習	①					30				
	小兒看護学実習	②						90			
母性看護学系	母性看護学概論	②			(30)	(30)					
	母性看護学各論	①			(15)	(15)					
	母性看護学演習	①					30				
	母性看護学実習	②						90			
精神看護学系	精神看護学概論	②			(30)	(30)					
	精神看護学各論	①			(15)	(15)					
	精神看護学演習	①					30				
	精神看護学実習	②						90			
地域・在宅看護学系	地域・在宅看護学概論	②			(30)	(30)					
	地域・在宅看護学各論	②			(30)	(30)					
	地域・在宅看護学演習	②					60				
	地域・在宅看護学実習	③						135			
公衆衛生	公衆衛生看護学概論	②			(30)	(30)					
	公衆衛生看護活動論	2			(30)	(30)					
	公衆衛生看護方法論 I	2					(60)	(60)			

生 看 護 学 系	公衆衛生看護方法論Ⅱ	2					(30)	(30)			
	公衆衛生看護管理論	2					(30)	(30)			
	公衆衛生看護方法論Ⅲ	2					30				
	公衆衛生看護方法論Ⅳ	2							30		
	学校保健	1			(15)	(15)					
	産業保健	1					(15)	(15)			
	公衆衛生看護学実習	5							(225)	(225)	
	保健医療福祉行政論Ⅰ	②					30				
	保健医療福祉行政論Ⅱ	1					15				
	疫学	②			(30)	(30)					
	保健統計	②			(30)	(30)					
統 合 看 護 学 系	感染制御学	1			(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	
	子育て支援論	1			(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	
	難病看護論	1			(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	
	メンタルヘルス支援論	1			(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	
	緩和ケア論	1					(15)	(15)	(15)	(15)	
	国際看護論	1			(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	
	救急看護論	1					(15)	(15)	(15)	(15)	
	看護関係法規	①			(15)	(15)					
	看護管理学	①							(15)	(15)	
	総合看護学実習	②							(90)	(90)	
	看護学総合演習	③							(90)	(90)	
卒 業 研 究	研究方法論	②					(30)	(30)			
	卒業研究	②							60		

別表第2

先修科目

- I A欄に掲げる授業科目を履修するためには、B欄に掲げる授業科目(先修科目)の単位を、
2年次前期終了時までには修得していなければならない。

A欄	B欄
基礎看護学実習Ⅱ (2年次)	看護学概論Ⅰ・Ⅱ、
	基礎看護技術演習Ⅰ～Ⅲ、
	看護診断学演習、
	基礎看護学実習Ⅰ

Ⅱ A欄に掲げる授業科目を履修するためには、上記ⅠのA欄および以下に掲げるB欄の授業科目(先修科目)の単位を、3年次前期終了時までには修得していなければならない。

なお、「成人看護学各論Ⅰ」、「成人看護学各論Ⅱ」、「老年看護学各論」、「小児看護学各論」、「母性看護学各論」、「精神看護学各論」、「地域・在宅看護学各論」のうち1科目以上、評価不能(*)または評価Eの場合、3年次後期から配当される以下A欄に掲げる全ての実習科目の履修を認めない。

A欄	B欄
成人看護学実習Ⅰ 成人看護学実習Ⅱ (3年次後期)	成人看護学概論Ⅰ・Ⅱ、成人看護学各論Ⅰ・Ⅱ、 成人看護学演習Ⅰ・Ⅱ
老年看護学実習 (3年次後期)	老年看護学概論、老年看護学各論、老年看護学演習
小児看護学実習 (3年次後期)	小児看護学概論、小児看護学各論、小児看護学演習
母性看護学実習 (3年次後期)	母性看護学概論、母性看護学各論、母性看護学演習
精神看護学実習 (3年次後期)	精神看護学概論、精神看護学各論、精神看護学演習
地域・在宅看護学実習 (3年次後期)	地域・在宅看護学概論、地域・在宅看護学各論、 地域・在宅看護学演習

Ⅲ A欄に掲げる授業科目を履修するためには、上記ⅠのA欄および以下に掲げるB欄の授業科目(先修科目)の単位を、3年次終了時までには修得していなければならない。

A欄	B欄
公衆衛生看護学実習 (4年次)	公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護活動論、公衆衛生看護方法論Ⅰ・Ⅱ、公衆衛生看護管理論、公

衆衛生看護方法論Ⅲ、疫学、保健統計、保健医療
福祉行政論Ⅰ・Ⅱ、学校保健、産業保健